

## 規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

### 埼玉県人事委員会規則一七―二九

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七―四）の一部を次のように改正する。

別表第二中「一般財団法人日本建設情報総合センター」を  
「一般財団法人日本建設情報総合センター」を  
「一般財団法人埼玉県

設情報総合センター

医師会

に、「公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団」を  
「公益

財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」

財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」

法人日本下水道協会」を

「公益社団法人日本下水道協会

国立研究開発法人科学技術振興機構」

に、「独立行政法

人科学技術振興機構」を「独立行政法人国際交流基金」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。